XII. 死と天皇——民衆史を越えて——

XII-1　坂口安吾の呪縛

✹　天皇制研究

天皇制というものは日本歴史を貫く一つの制度ではあったけれども、天皇の尊厳というものは常に利用者の道具にすぎず、真に実在したためしはなかった。／藤原氏や将軍家にとって何がために天皇制が必要であったか。何が故に彼等自身が最高の主権を握らなかったか。それは彼等が自ら主権を握るよりも、天皇制が都合がよかったからで、彼等は自分自身が天下に号令するよりも、天皇に号令させ、自分が先ずまっさきにその号令に服従してみせることによって号令が更によく行きわたることを心得ていた。…／自分自らを神と称し絶対の尊厳を人民に要求することは不可能だ。だが、自分が天皇にぬかずくことによって天皇を神たらしめ、それを人民に押しつけることは可能なのである。そこで彼等は天皇の擁立を自分勝手にやりながら、天皇の前にぬかずき、自分がぬかずくことによって天皇の尊厳を人民に強要し、その尊厳を利用して号令していた。

坂口安吾「続堕落論」1946 年 12 月稿

天皇制研究の流れを最後に図式化してまとめておきましょう。…天皇（制）はなぜ律令制から幕末維新まで生き残ったかといえば、結局、天皇は国家の最終的な意思決定を確定される権威として支配を継続させえたからだとの見方になりますか。本質は不変だということでしょう。権力を持たない権威である天皇が、官位任免体大権を核とする権威によって幕末まで生き延びたというイメージでしょうか。

加藤陽子「天皇はいかに受け継がれたか」『週間読書人』2019 年 5 月 24 日

→　終戦直後の天皇不親政論（津田左右吉・和辻哲郎）の系譜。学者の天皇論は安吾から一歩も進まず。

→　研究者の天皇観は、津田や和辻、安吾を起点とする戦後の象徴天皇制の無意識の反映。

✹　特異な研究者たち

- 吉本隆明（1924～2012）「共同幻想論」1968、「天皇および天皇制について」1969、「南島論」1970
- 網野善彦（1928～2004）「無縁・公界・楽」1978、「異形の王権」1986
- 山口昌男（1931～2013）「道化の民俗学」1975、「天皇制の文化人類学」1989

→　みな、終戦を学問形成期に迎える（彼らを天皇制研究に駆り立てる動機）。天皇の力が露呈していた時期。

→　いずれも象徴天皇制論にとどまらない挑戦的な議論を展開。ただし、（フレイザー、エヴァンズ・プリチャード以来の）「王権」の図式の内部に天皇を位置づけている。

XII-2　国家の外部—脱王権

✹　文献史学の病

文献と歴史叙述の一対一対応を求めるあまり学者は文献から出てこなくなった（俗に「史料のないところに歴史なし」）。

→　しかし、われわれの生同様、天皇の歴史は文献を時間的にも空間的にも越える大きさをもって存在する。

文献史学には天皇を捉えることはできない。たんに天皇制の内部でその表皮の裏面をみているにすぎない（だから実質（国民）に対する形式（国家）にみえる）。

→ 同じことが《国家》にもいえる。われわれの生が国家に閉じ込められていないのと同様、天皇にもその可能性を認めなければならない。天皇は天皇制の外にいる。

✹ 王権の概念

王権という学問的な概念は複合的なもの（≠王の権力）。そのため、どれほど王の権力が衰えようと、形式的に（ゼロ記号として）残存する傾向。変革を捉えるのが困難な王権の概念自体が、近年の天皇制論を規定してしまっている。

✹ 国家の外部（混沌――分析可能な）

人間は国家をつくる生物。死、孤独、戦いに対する恐怖が、此岸に国家を作り上げる。国家は、死を遠ざけるべく宗教（神）を、孤独を遠ざけるべく家を、戦いを遠ざけるべく警察と軍隊とをこしらえる。

自然	⇔	国家
（勇気にもとづく）	不安	（恐怖にもとづく）
死生	⇔	宗教・道徳（善悪）
孤独・恋愛	⇔	家・結婚（公私）
戦士・戦争	⇔	兵士・警察（正義・犯罪）

XII-3　古代国家と自然

✹ 大嘗祭――農耕儀礼か？

- 前天皇から「天皇霊（てんのうれい）」を受け継ぐ儀式。折口信夫は「大嘗祭の本義」において、これを天孫降臨の再演と指摘。
- 研究史的には典型的な農耕儀礼と定義され、天皇霊＝穀霊（豊穣霊）とされることが多い。
- ただし、「天皇霊」は文献上（敏達紀）、戦争との関連で出てくるもの。

【神祭次第（４日間）】

１１月卯日　悠紀殿儀（ゆきでんのぎ）・主基殿儀（すきでんのぎ）　①天の羽衣着脱（潔斎）　②薦享（せんこう）の儀（神饌親供）　③真床覆衾（まどこおふすま）での就寝（聖婚？）

辰日　辰日節会　悠紀帳（ゆきのちょう）中心の直会（神人共食）　／　巳日　巳日節会　主基帳（すきのちょう）中心の直会（神人共食）

午日　豊明節会（とよのあかりのせちえ）　①国栖（くずまい）舞　②久米（くめまい）舞　③吉志（きしまい）舞　④悠紀主基両国の風俗（くにぶり）歌舞　⑤五節（ごせち）舞

→ 悠紀国・主基国はかならず畿外に（前者は東、後者は西）設定される。大和朝廷勢力範囲の東端・西端を形成。

→ 天皇霊は外部（外来魂）との接触・吸収により活性化、再生（新陳代謝）する。

→ 国栖舞は神武東征に服した吉野の豪族が応神行幸の際に舞ったもの。また、久米舞・吉志舞ともに戦闘歌舞。

→ 天孫降臨が示唆するのは戦争。ニニギはアマテラス・高御産巣日によって戦場となっていた葦原中津国に送り込まれた（贖罪山羊（スケープゴート）として？）赤子。葦原中津国からみれば、先触れなしに登場した私生児 natural son。
Cf. シェークスピア『リア王』（リア王の子エドマンドの言葉）
われら私生児は自然の本能が人目を忍んで燃え上がるときにつくられ、強い肉体と気力とを授かる。気怠く退屈な寝床で生まれたばかどもとはできがちがう。

✹ 伊久米伊理毗古伊佐知命（垂仁天皇）と沙本毗売の物語

沙本毗売（さほひめ）の命の兄（いろえ）、沙本毗古（さほひこ）の王（おほきみ）、そのいろ妹（ど）に問ひて、「夫（を）と兄（いろせ）と、いづれか愛（は）しき」と曰へば、「兄ぞ愛しき」と

答へ曰ひき。しかして、沙本毗古の王、謀りて曰ひしく、「いまし、まことに、あを愛しと思はば、あといましと天の下治めむ」といひて、すなはち八塩折の紐小刀を作りて、その妹に授けて曰ひしく、「この小刀もちて、天皇の寝ねませるを刺し殺せ」……（6ページにつづき）

- → サホヒコ・サホヒメ兄妹による皇位簒奪計画とその顛末。イクメヒコ（垂仁天皇）はそれを知るや、ただちに軍を起こして討伐。ヒメは兄の許にはしり、天皇に子（ホムチワケ）を委ねて戦火に身を投じ自死。
- → 皇位をめぐる戦争か、収穫儀礼の行事（三品彰英）か？　戦争か稲か？
- → ホムチワケ（言葉を喋らず、尾張で見た白鳥を追って出雲で蛇の化身と出会い言葉を話す）は誰の子か？
  - ⌖ 神功皇后はサホヒコの弟の系譜。ホムダワケ（応神）の系譜から継体。私生児 natural son の系譜。
  - ⌖ 親族内の戦争なしに皇位継承が生じた例はほとんどない。
  - ⌖ 天皇霊はたえず穀霊と《戦争霊》の解釈を許すもの。

✹　呪術・宗教

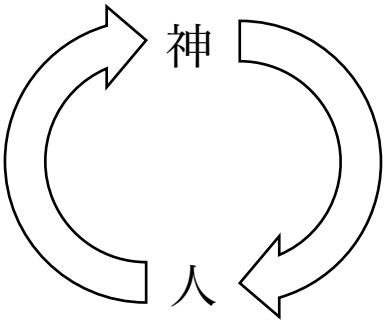

呪術的円環

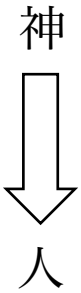

宗教的線分

- → 「呪術的円環」：社会は災厄と生成とをもたらす神の力にたえず晒されている。タブーは呪術者の科学。神が人に入り込むことも、人が神になることもある。交渉可能な神。時間は円環。戦争は、この円環をもたらす重要な契機。
- → 「宗教的線分」：神人の距離に比例し一方は偉大に、他方は従属。結果として生じる神の遠ざけは社会を安定化。神の虚構化・道徳化・合理化が進む。蓄積的・年代記的時間概念が可能に。宿業（仏教）や血脈（儒教）を意味できる。
- → 「呪術的円環」は天武朝以前を、「宗教的線分」は天武朝以後・律令にもとづく支配を表現していると考えてよい。

XII-4　流浪の戴冠詩人—中世の天皇

✹　宮廷（女房）文学の時代

直系相続を志向した天武朝は淳仁天皇（3世）で途絶え、平安時代に突入。血の問題はいかに解決されたのだろうか？

- → 無名の女房たちのもつ絶大な力の意味（女房奉書・宣旨・源氏物語・後鳥羽院）。それは神（＝主上）の言葉を下々（＝衆生）に一筋に伝える巫女の力を淵源とする。
- → 近世には歌を朝廷衰微の原因とし、源氏物語を淫乱の書と決めつけた後光明天皇のような存在があったが、近世は皇位継承が不安定な時代（女帝の立った時代）。
- → 文献史学は結局のところ皇統譜を信用することしかできない。歴史家は閨房を空想することが許されているか否か。Cf. 『日本霊異記』における雄略天皇と少子部蜾蠃の記事。

→　少なくともいえることは、平安期の宮廷は恋愛＝自然から、歌の形で絶大な力を得ていたということ。

✹　院政から武士の時代へ〜安徳以後

天皇生前に代送りの大嘗祭をおこなう院政は何を意味するのか？　ともあれ、天承２年（1132)、鳥羽院は平忠盛を殿上に招いた。恋愛のみならず、戦争をも取り込んだ宮廷は、もはや国家というより自然と呼ぶべきだったかもしれない。安徳の死は、王権のあり方を大きく変えた。善悪の彼岸で、この少年王は自然の力＝剣を抱いたまま海に眠る……。

自然	⇔	国家
（勇気にもとづく）		（恐怖にもとづく）
死生（院政）	玉	王法・仏法（御成敗式目）
孤独・恋愛（女房）	鏡	家・結婚（北条得宗）
戦士・戦争（武士）	剣	兵士・警察（武家権門）

→　平安期にいたり、徐々に《自然》を内裏に引き入れ、天皇の周囲から国家形式が消失する傾向。

→　後鳥羽院以後、王権の主体としての天皇は姿を消す。

→　王権の構成要素としての天皇はわずかにその外郭に触れるにすぎない（官位任免体)。ただし、天皇は叙位任官の権威のゆえに存続した、という見方は世俗の権力者の、あるいは王権研究者の見方。

→　中世における自然と国家の距離の増大、国家合理化の拡大は、自然と国家とを対立的なものに変える。
《北条氏・徳川家による統治の本質は自然の抑圧にある。》

→　天皇は自然の側にあって、その力を背景に、世俗権力に対して反覆を窺う勢力として潜勢化・内在化。
《中・近世天皇の本質は反＝国家性にある。》

✹　革命の旗手／文学（自然の力をおのれのものにすること）

・　（天智天皇—乙巳の変／天武天皇—壬申の乱）
・　後鳥羽院—承久の乱……宝剣喪失　→①
・　後醍醐天皇—正中の変……「天皇御謀叛」　→②
・　明治天皇—戊辰戦争……統帥権奪還　→③

→　天皇は青天の霹靂のように登場し豪族と抗争を繰り広げ、勝敗に関わらずたちまち権力を失う。

→　歌の問題。革命に先行する《歌》……天地を動かし鬼神を感ぜしめる「自然之理」(『新古今』)。

①　『新古今和歌集』「高き賤しき、人を嫌はず」選んだ勅撰集。「夏は妻恋する神なびの時鳥……」
やまと哥は、むかし天地ひらけはじめて、人のわざいまださだまらざりし時、葦原中つ国の言の葉として、稲田姫、素戔の里よりぞ伝はれりける。しかありしよりこのかた、その道さかりにおこり、そのながれ今に絶ゆることなくして、色にふけり心をのぶるなかだちとし、世を治め民を和らぐる道とせり。

②　京極為兼『為兼卿和歌抄』
言葉にて心を詠まむとすると、心のままに言葉の匂ひゆくとは、かはれるところあるにこそ。

③　本居宣長『玉勝間』
そも／＼道は、もと学問をして知ることにはあらず、生れながらの真心（マゴヽロ）なるぞ、道には有ける、真心とは、よくもあしくも、うまれつきたるまゝの心をいふ、然るに後の世の人は、おしなべてかの漢意にのみうつりて、真心をばうしなひはてたれば、今は学問せざれば、道をえしらざるにこそあれ、

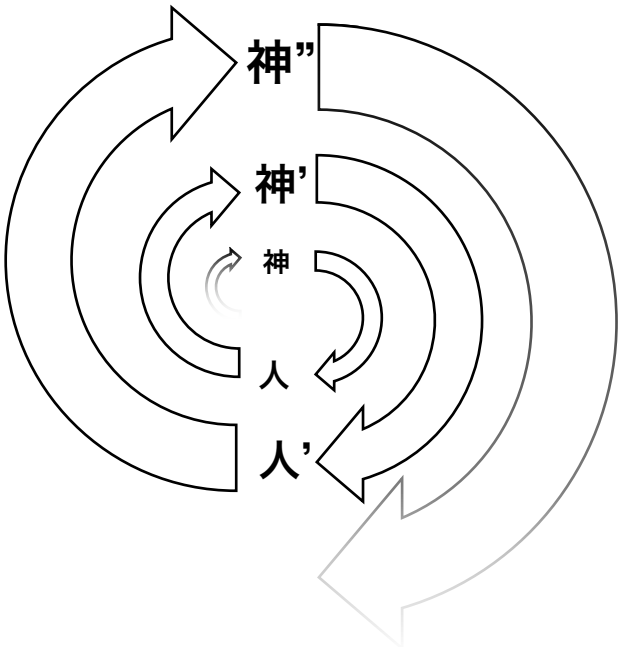

→ ここでいう「心」は、共同性と対置される形であらわれる孤独が見出す「自然」を意味する。

→ 「歌」とは、自然＝民の力を言葉として受け取ること。「歌」は、神が歌人の口を借りて語る変革の指令。

→ 海に沈んだ安徳以来、天皇はその本質を国家の外部に置く。政治的には、王権の回復を求めつつ（王政復古）、その不可能に直面する悲劇の物語の素材となる。

→ 革命とは、復古を求めつつ、その不可能をむしろ新たな事態として肯定すること。再現（円環）から更新（螺旋）へ。

④ （番外）大逆事件……幸徳秋水「獄中から三弁護人宛の陳弁書」

即ち私共が革命といふのは、甲の主権者が乙の主権者に代るとか、丙の優良な個人若くば党派が、丁の個人若くば党派に代つて、政権を握るといふのではなく、旧来の制度組織が朽廃衰弊の極、崩壊し去つて、新たな社会組織が起り来るの作用をいふので、社会進化の過程の大段落を表示する言葉です、故に厳正な意味に於ては、革命は自然に起り来る者で、一個人や一党派で起し得る者ではありません。

Cf. 田山花袋「近代の小説」

明治四十年から四十二三年にわたる間の自然主義運動の猛烈であつたことは、今更こゝにそれをくり返すまでもない。…後には政府の注意をも惹くやうになつて、不健全な、不道徳な、危険な思想であるやうに考へられて行つた。例のほんの芽であつた幸徳秋水等の社会運動とつゞいて行つてゐるやうにさへ思はれた。

かれ、天皇その謀を知らしめさずて、その后の御膝を枕きて御寝ましき。しかして、その后、紐小刀もちて、その天皇の御頸を刺さむとして、三度挙りたまひて、哀しき情に忍びず、頸を刺すこと能はずて、泣く涙御面に落ち溢れき。すなはち天皇驚き起きたまひて、その后に問ひて曰らししく、

「あれ、異しき夢見つ。沙本の方より暴雨零り来て、にはかにあが面に沾れき。また、錦色の小き蛇、あが頸に纏繞りき。かくの夢は、これ何の表にあらむ」

しかして、その后、争はえじとおもほして、すなはち天皇に白して言ひしく、

「あが兄、沙本毗古の王、あに問ひて曰ひしく、『夫と兄といづれか愛しき』。この、面に問ふに勝へざりしかば、あれ、『兄ぞ愛しきか』と答へ曰しき。しかして、あに、誂へて曰ひしく、『あとなと共に、天の下治めむ。かれ、天皇を殺しまつれ』と云ひて、八塩折の紐小刀を作りて、あに授けつ。ここをもちて、御頸を刺しまつらむとおもひて、三度挙りしかども、哀しき情たちまちに起りて、み頸をえ刺しまつらずて、泣く涙、御面に落ち溢れき。必ずこの表にあらむ」

しかして、天皇

「あは、ほとほとに欺かえつるかも」

と詔らして、すなはち軍を興して沙本毗古の王を撃ちたまひし時に、その王、稲城を作りて待ち戦ひき。この時に、沙本毗売の命、その兄にえ忍びず、後つ門より逃げ出でて、その稲城に納りましき。この時に、その后妊身みませり。ここに、天皇その后の懐妊みませることまた愛しみ重みしたまふこと三年に至りぬるに忍びたまはざりき。かれ、その軍を廻してにはかには攻迫めたまはざりき。かく逗留れる間に、その妊みたまへる御子すでに産れましぬ。かれ、その御子を出でて稲城の外に置きて、天皇に白さしめたまひしく、

「もし、この御子を天皇の御子と思ほしめさば、治めたまふべし」

ここに、天皇の詔らししく、

「その兄を怨みつれども、なほその后を愛しぶるにえ忍びず」

かれすなはち、后を得たまはむの心ありき。是をもちて、軍士の中に、力士の軽く捷きを選り聚めて宣らししく、

「その御子を取らむ時に、乃ちその母王をも掠び取れ。髪にもあれ手にもあれ、取り獲む随に、掬みて控き出でまつるべし」

爾にその后、予てその情を知りたまひて、悉にその髪を剃り、髪もちてその頭を覆ひ、赤玉の緒を腐して三重に手を纏かし、且酒もちて御衣を腐し、全き衣のごと服せり。かく設け備へてその御子を抱きて、城の外に刺し出でたまひき。爾にその力士等その御子を取りて、即ちその御祖を握りき。しかして、その御髪を握れば、御髪おのづからに落ち、その御手を握れば、玉の緒また絶え、その御衣を握れば、御衣すなはち破れぬ。ここをもちて、その御子を取り獲て、その御祖を得ざりき。かれ、その軍士等、還り来て奏言ししく、

「御髪自らに落ち、御衣易く破れ、赤御手に纏かせる玉の緒すなはち絶えぬ。かれ、御祖を獲まつらずて、御子を取り得まつりき」

爾に天皇悔い恨みたまひて、玉作りし人等を悪みたまひて、みなその地を奪りたまひき。かれ、諺に、「地得ぬ玉作り」といふ。

また、天皇その后に命詔らして言ひしく、

「すべて、子の名は必ず母の名くるを、いかにかこの子の御名を称さむ」

しかして、答へ白ししく、

「今、火の稲城を焼く時に当りて、火中に生れましぬ。かれ、その御名は本牟智和気の御子と称すべし」